

第5章	東海地震に関する強化計画.....	1
第1節	計画の目的.....	1
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制.....	2
第3節	情報収集伝達計画.....	4
第4節	広報計画.....	10
第5節	避難活動.....	12
第6節	食糧品、生活必需品、飲料水、燃料の確保計画.....	16
第7節	医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動計画.....	18
第8節	児童生徒等の保護活動計画.....	20
第9節	消防・救急救助等対策.....	21
第10節	防災関係機関の講ずる措置.....	23
第11節	売り惜しみ・買い占め等の防止.....	25
第12節	交通及び輸送対策.....	26
第13節	自主防災組織の活動計画.....	29
第14節	事業所等対策計画.....	31
第15節	市が管理又は運営する施設等の対策計画.....	33

第5章 東海地震に関する強化計画

第1節 計画の目的

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域である当市において、東海地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備行動を実施する。

第3 市及び防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

共通対策編第1章第4節「市及び防災関係機関等の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

警戒宣言発令時等の組織の整備、人員の確保により、予想される地震に対する防災応急対策を円滑に実施する。

第1 東海地震に関連する調査情報時の体制

東海地震に関連する調査情報が発表された時は、第3章第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」により配備体制をとり、次の業務を行う。

1 東海地震に関連する調査情報の収集及び伝達

2 地震防災応急対策の準備

- (1) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (2) 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- (3) 管理している施設の点検

第2 東海地震注意情報時の体制

東海地震注意情報が発表された時、又は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、第3章第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」により配備体制をとり、次の業務を行う。

1 東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報

2 地震災害警戒本部設置の準備

3 地震防災応急対策の準備又は実施

- (1) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (2) 地震防災対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資・資機材等の確認
- (3) 管理している施設の緊急点検
- (4) 公立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策

4 市民への広報活動

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われないこととされている。

第3 東海地震予知情報及び警戒宣言発令時の体制

東海地震予知情報及び警戒宣言が発令された時は、第3章第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」により配備体制をとり、次の業務を行う。

- 1 警戒宣言、地震予知情報の市民等への伝達及び地震防災上必要な情報の収集、伝達
- 2 県への報告、要請など、県との地震防災活動の連携
- 3 避難の勧告・指示（緊急）又は警戒区域の設定
- 4 消防（水防）団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- 5 消防・水防等の応急措置
- 6 避難者等の救護
- 7 地震災害に備えた食糧・医薬品等の確保・準備
- 8 区、自主防災組織等の防災活動の指導・連携
- 9 火災、水害等の防除のための警戒
- 10 火災の発生防止、初期消火についての市民への広報
- 11 その他地震に対する防災応急対策

第4 職員動員計画

第3章第2節「非常参集職員・災害対策本部の活動」及び同章第3節「大規模地震における初動期の非常参集職員・災害対策本部の活動」による職員体制とするが、次により行動する。

- 1 配備体制及び参集場所は、所管の勤務場所とする。
- 2 課長等は、事務分掌に基づく防災応急対策の指揮命令にあたる。
- 3 本部長は、当面の防災応急対策が終了し、警戒配備の期間が長期に及ぶと見込まれる時は、計画的な交替体制を図る。

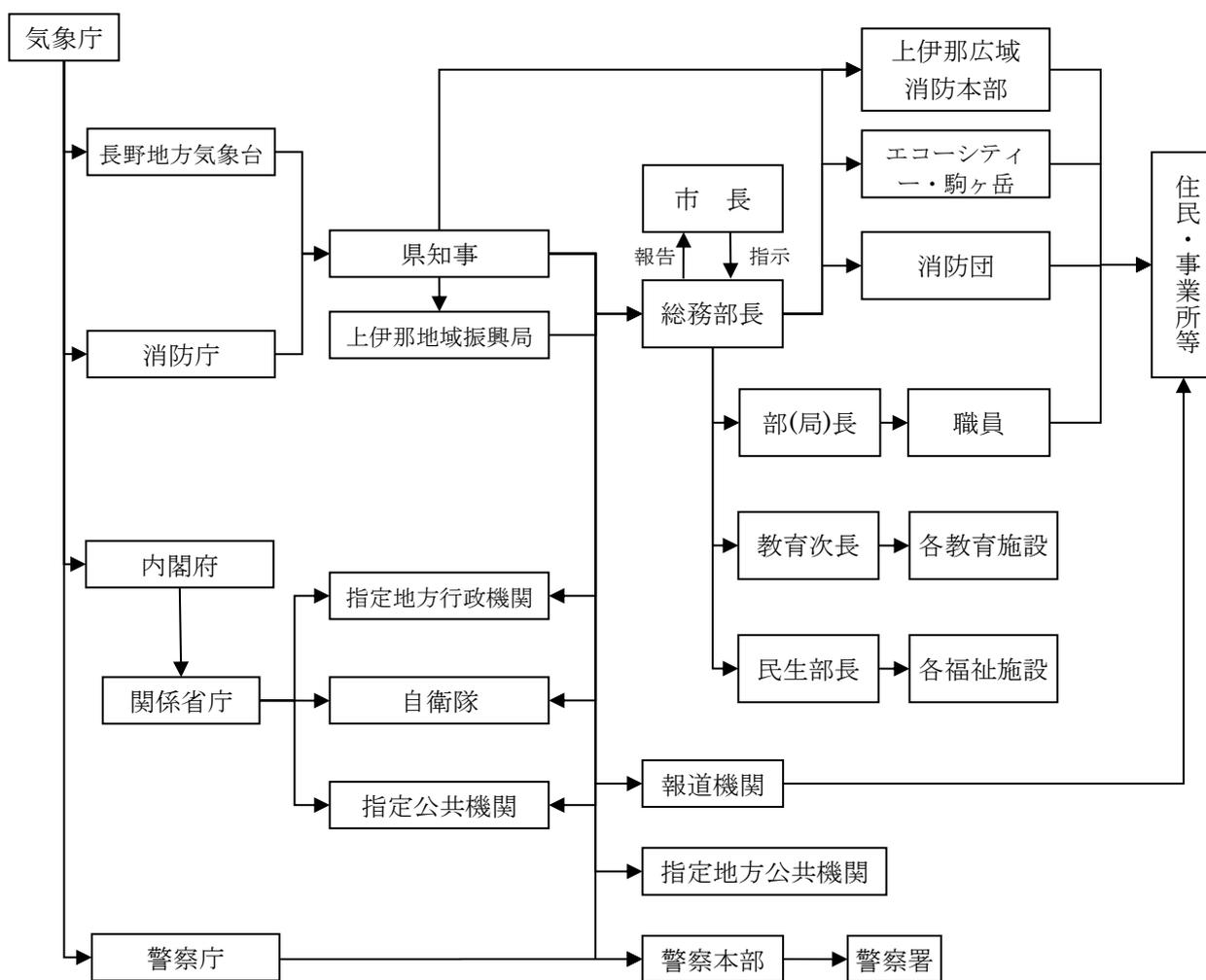
第3節 情報収集伝達計画

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

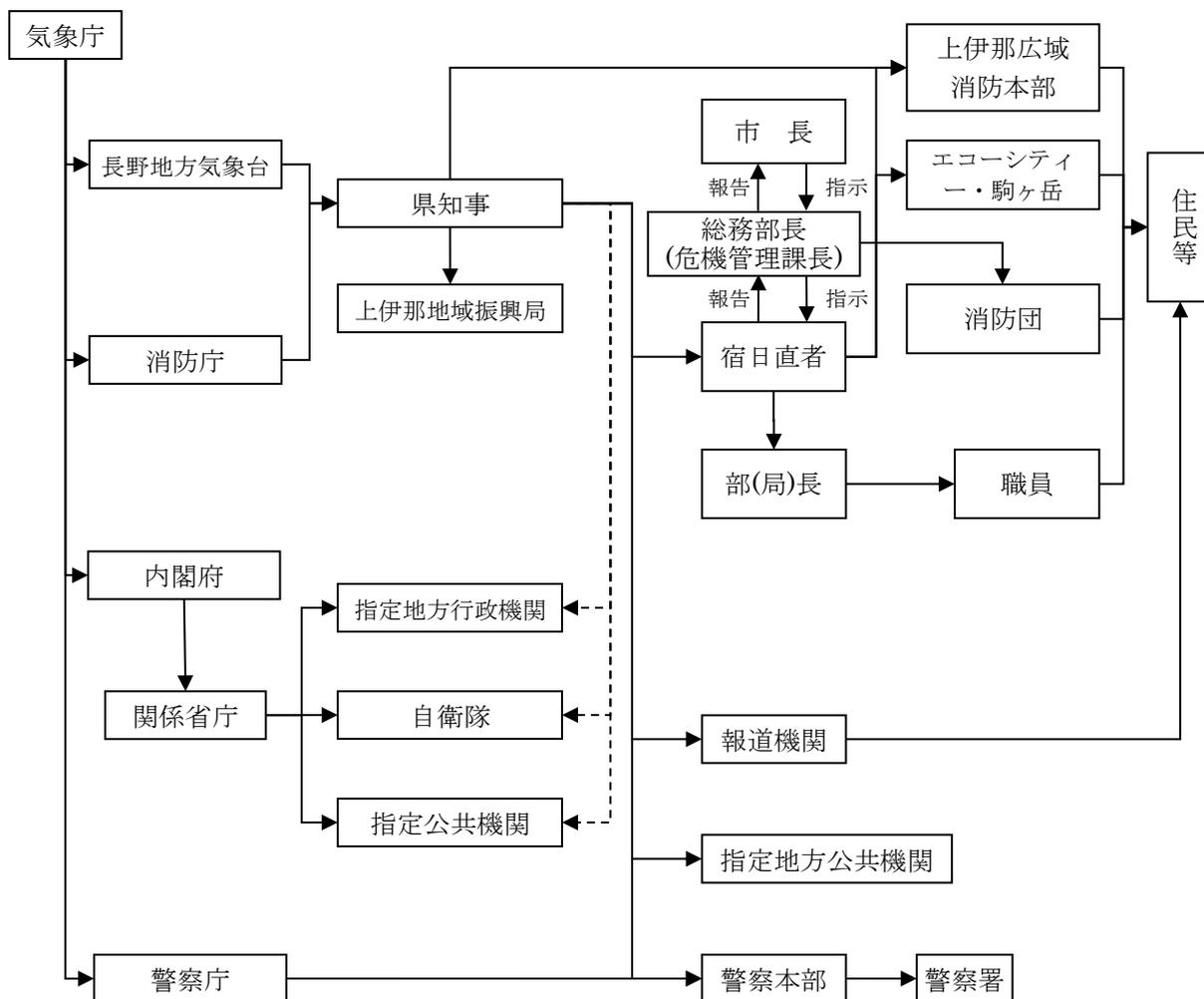
第1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

1 伝達系統図

(1) 勤務時間内における伝達系統



(2) 勤務時間外及び休日



2 伝達要領

(1) 勤務時間内

- ア 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した総務部長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、防災行政無線等により関係機関等へ伝達する。
- イ 庁内職員に対する伝達は、一斉庁内放送等により行う。

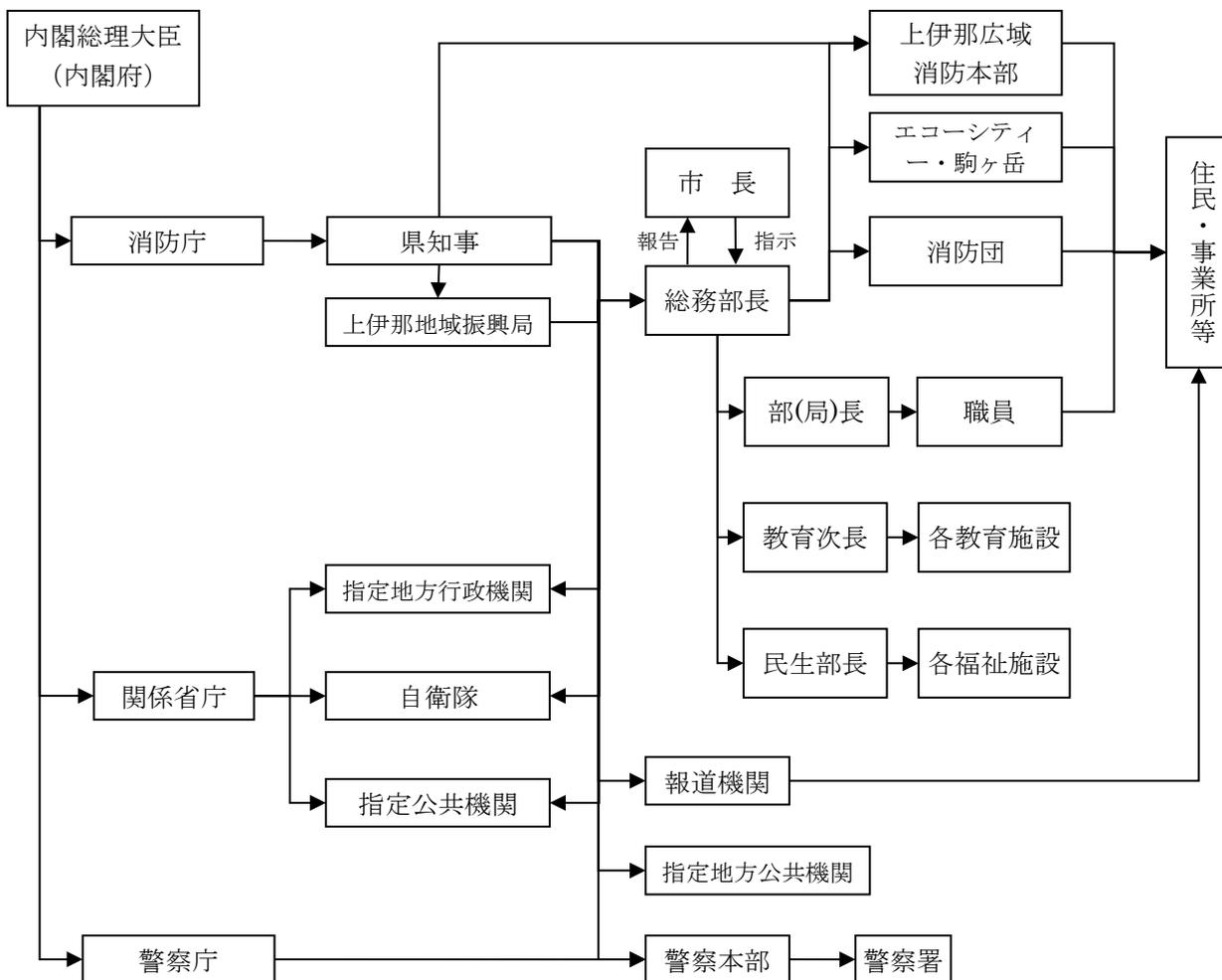
(2) 勤務時間外、休日

- ア 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した日直宿者は、直ちにこの旨を総務部長へ報告する。
- イ 報告を受けた総務部長は、系統図に従い市長へ報告し、必要な指示を受ける。
- ウ 総務部危機管理課職員は、速やかに登庁し、関係機関等へ伝達するとともに、各部署連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

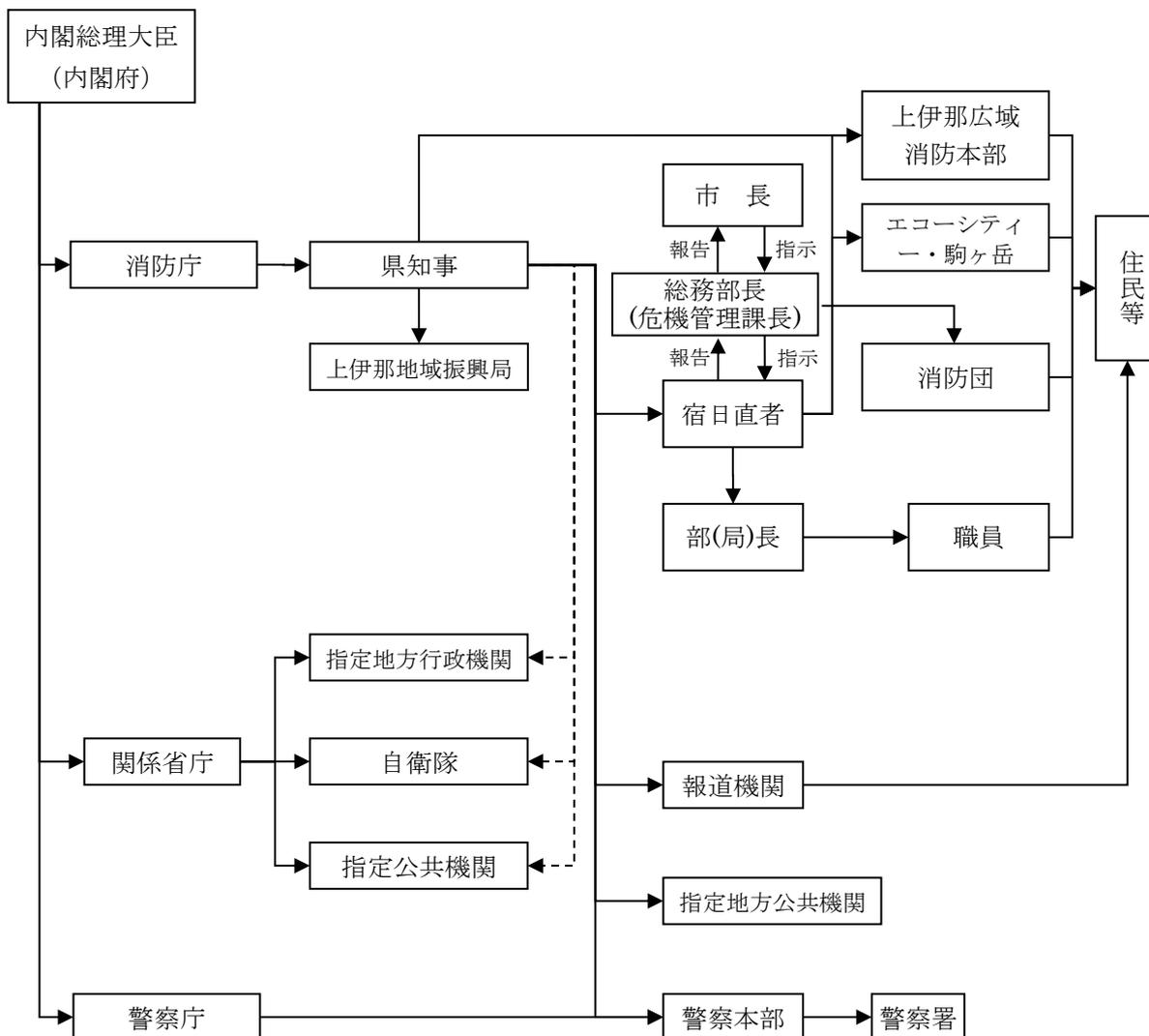
第2 警戒宣言

1 伝達系統図

(1) 勤務時間内における伝達系統



(2) 勤務時間外及び休日



2 伝達要領

(1) 勤務時間内

ア 警戒宣言を受理した総務部長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、防災行政無線等により関係機関等へ伝達する。

イ 庁内職員に対する伝達は、一斉庁内放送等により行う。

(2) 勤務時間外、休日

ア 警戒宣言を受理した日直宿者は、直ちにこの旨を総務部長へ報告する。

イ 報告を受けた総務部長は、系統図に従い市長へ報告し、必要な指示を受ける。

ウ 総務部危機管理課職員は、速やかに登庁し、関係機関等へ伝達するとともに、各部署連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

第3 居住者、工場、事業所等への伝達手段

- 1 C A T V及び音声告知放送加入世帯等は、C A T V及び音声告知放送を使用し、情報の伝達を行う。
- 2 市街地を重点に広報車により情報の伝達を行う。
- 3 防災信号（サイレン）により伝達する。（4 5秒の吹鳴と1 5秒の休みをある程度の時間繰り返す）

第4 応急対策実施状況等の収集伝達

県、防災関係機関とも相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。
なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

1 病院の診療状況、救護医療班の出動体制

病院管理者－市町村－保健福祉事務所－県警戒本部（健康福祉部）

2 金融機関の営業状況

金融機関－長野財務事務所－県警戒本部

（農協－市町村－地域振興局－県警戒本部）

（郵便局－日本郵便株式会社（信越支社）－県警戒本部）

（労働金庫－県警戒本部）

（その他金融機関－地域振興局－県警戒本部）

3 主要食料の在庫状況等

農林水産省関東農政局松本地域センター伊那支所－県警戒本部

4 列車の運行状況、旅客の状況

J R－県警戒本部

5 バスの運行状況、旅客の状況

路線バス会社－県警戒本部

6 電話等の疎通状況、利用制限の状況

東日本電信電話㈱－県警戒本部

7 救護医療班の出動体制

日本赤十字社－県警戒本部

県医師会－県警戒本部

8 高速道路の交通規制の状況、車両通行状況

中日本高速道路㈱（東京管理局・中部支社）－県警戒本部（建設部）

地方整備局－県警戒本部（建設部）

市町村－建設事務所－県警戒本部（建設部）

9 緊急輸送車両の確保台数

県トラック協会－県警戒本部（危機管理部）

10 避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況

市町村－地域振興局－県警戒本部（危機管理部）

11 幼稚園、小中学校、高校の授業実施状況等

市町村教育委員会－教育事務所－県警戒本部（教育委員会）

私立学校－県警戒本部（総務部）

第4節 広報計画

地震予知情報等の周知徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、市民をはじめ区、自主防災組織等が的確な防災対策を行うために必要な広報を行う。

第1 実施責任者

総務対策部企画振興班長は、地震予知情報等の伝達を受けたときは、広報手段の特性に応じ、広報文等の内容を検討し、的確な広報活動を実施する。

第2 実施方法

1 主な広報事項

(1) 東海地震注意情報受理時の広報

東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

ア 広報内容

- (ア) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関する情報の内容
- (イ) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (ウ) 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (エ) その他必要な事項

イ 広報の手段

東海地震注意情報を受理した場合は、防災無線、音声告知放送、広報車、ホームページ、メール、ケーブルテレビ、ソーシャルメディア等を用いるほか、消防団等関係機関を通じて市民に呼びかける。

(2) 警戒本部設置時の広報

警戒本部設置時における市民に対する、民心の安定及び防災活動上広報すべき事項は、その文案、優先順位、広報主体をあらかじめ定め、迅速かつ適切に行う。

ア 広報の内容

- (ア) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (エ) ライフラインに関する情報
- (オ) 強化地域内外の生活関連情報
- (カ) 事業者等がとるべき措置
- (キ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ

- (ク) 家庭において実施すべき事項
- (ケ) 自主防災組織に対する防災活動の要請
- (コ) 事前避難の必要な地区、施設についての避難場所、避難所・方法等の指示
- (サ) 犯罪予防等のために市民のとるべき措置
- (シ) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (ス) その他必要な事項

2 広報の手段

防災無線、音声告知放送、広報車、ホームページ、メール、ケーブルテレビ、ソーシャルメディア等を用いるほか、消防団等関係機関を通じて広報する。

なお、外国籍市民等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

3 問い合わせ窓口

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

4 報道機関との応援協力関係

警戒宣言が発せられた場合、県は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接市民に呼びかけることとなっている。

第5節 避難活動

警戒宣言が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、避難に伴う混乱、事故等を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずる。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、妊産婦等に対する支援や外国籍市民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

第1 避難勧告・指示及び誘導

市長は、市民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、避難勧告又は指示（緊急）を行い、また地震災害による危険を防止するために必要と認める地域について警戒区域の設定を行う。

1 避難対象地区

警戒宣言発令時に避難勧告又は指示（緊急）の対象となる区域（以下「避難対象地区」という。）は、地震が発生すると同時又は発生後時間をおかないで大被害が予想される地域で、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

- (1) 土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域
- (2) 崩壊の危険があるため池等の下流地区
- (3) その他市長が危険と認める地域

2 勧告と指示の基準

警戒宣言が発せられた時、市長は、避難対象地区には、「勧告」として出すことを原則とし、災害発生の時間的切迫や避難の状況に応じて「指示」に変更する。また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

3 勧告・指示の伝達方法

(1) 事前対策

避難対象地区の市民等に広報車、防災無線、音声告知放送等の手段を活用し、地区の範囲、避難所、避難路及び勧告又は指示の伝達方法等について十分徹底を図る。

(2) 警戒宣言発令時

避難勧告又は指示（緊急）の伝達は、原則として区又は自主防災組織を通じて行うが、広報車、防災行政無線、音声告知放送、ホームページ、登録メール、ソーシャルメディア等の手段を活用しても行う。このとき必要に応じて警察官、消防団員等にも協力を要請する。

4 勧告・指示の内容

警戒宣言が発せられた時、市長は、避難対象地区に避難勧告又は指示（緊急）を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、市長は、自主防災組織、市民及び関係者に対し、次の勧告・指示を行う。

- (1) 防災用具、非常持出品及び食料品の準備
- (2) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (3) 避難所の点検及び受入れ準備
- (4) 受入れ者の安全管理
- (5) 負傷者の救護準備
- (6) 要配慮者の避難救護

5 市民の避難体制等

平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、市の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難するものとする。

第2 警戒区域の設定

1 設定予定地域

警戒区域の設定予定地域は、避難対象地域のうち、特に危険が大きく、市民の生命又は身体を守るために市民の避難意思の有無にかかわらず、全員退去及び立入禁止の措置を必要とする区域を定める。

2 規制の実施内容及び方法

警戒区域設定に伴う退去及び立入禁止措置等の規制は、市職員・消防団員が広報巡回、ロープ張り、標識設置等により実施するとともに、警察官に協力を要請し、できる限り防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める。

第3 避難の方法

1 避難は区、自主防災組織を単位とした集団避難を原則とする。

避難は、災害時安否確認マニュアル（平成25年度作成）により、一次避難所へ集合し安否確認を行い、必要に応じ二次避難所へ速やかに避難を行う。

2 避難の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 避難対象地域にあつては、警戒宣言発令後直ちに行う。
- (2) 避難対象地域以外の警戒区域は、避難勧告・指示（緊急）後直ちに行う。

- (3) 避難対象地域以外の地区は、居住する建物の耐震性、地盤などの状況に応じて、自主的に判断して避難する。

3 車両による避難

- (1) 県警察本部、県危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておく。
- (2) 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、駒ヶ根警察署と調整しておく。
- (3) 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。
- (4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- (5) 災害時には直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

4 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地域内の市民のうち、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、妊産婦等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、必要に応じて屋内避難の対象とする。
- (2) 市は、指針に従い、公立小中高校等の公共施設の中から、屋内避難が、可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。
- (3) 屋内避難が可能な施設の受入れ人数が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地域外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講ずる。

第4 避難活動

1 県への報告

避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握し報告する。

2 避難所の運営

避難所の設置及び運営については、次により行う。

- (1) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達方法・備蓄等について定めておく。また、避難生活の維持にあたっては、

自主防災組織の協力を得る。

- (2) 避難所で避難生活をする者は、避難勧告又は指示（緊急）を受けた者、帰宅できない観光客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。
- (3) 避難所は、計画に基づく危険のない場所とする。
- (4) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う指定避難所が設置されるまでの間とする。
- (5) 避難所の設置は、市の指示によるものとし、運営は自主防災組織が自主運営に努めるものとする。

3 要配慮者関連施設における避難対策

- (1) 市長は、避難対象地区内の要配慮者関連施設について、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。
 - ア 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
 - イ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
 - ウ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討
- (2) 要配慮者関連施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記の事項について定めておく。
 - ア 夜間・休日を含めた連絡体制
 - イ 徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
 - ウ 利用者等の態様に応じた避難先

4 市民が実施する計画

市民及び自主防災組織は避難及び避難所の運営に関し市に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

第6節 食糧品、生活必需品、飲料水、燃料の確保計画

警戒宣言発令時における食糧品、生活必需品、飲料水、燃料の確保に努め、発災後の応急活動に支障のないよう対策を講ずる。

市民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資の確認、調達可能量の把握等を行う。

また、地震発生時の飲料水確保について、必要な処置を講ずる。

第1 食糧品、生活必需品、燃料の確保

食料品等の確保のため、市及び市民は、次の事項を行う。

1 調達の方法

必要な食料品は、市民の自主防災活動による自助努力によって確保することを基本とする。

2 警戒宣言発令時の措置

(1) 市

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった市民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあつせんを行う。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。

ウ 市は、避難対象地区以外において市民が、食糧品等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、駒ヶ根商工会議所、上伊那農業協同組合、大手スーパー等の協力を得て、小売店等の営業の継続を要請する。

また、上記の要請が可能となるよう、主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。

エ 生活必需品等の備蓄について、市民に対して周知する。

オ 県に対する緊急物資の調達又はあつせんの要請を行う。

カ 燃料は、販売店との協議（協定）により、ガソリン、灯油等の販売について、救助・救援用を最優先していただくとともに、補給可能になるまでの間の在庫については災害対策本部との協議により規制販売の協力を要請する。

(2) 市民

市民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から食糧等生活必需品の備蓄に努めるものとし、1週間分程度の非常用食料品の準備を行う。

また、緊急物資・非常持ち出し品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買い占めに走ることなく冷静に行動するように努める。

第2 飲料水の確保

1 飲料水の確保対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を市民に強力に呼びかけるとともに、次の措置を講ずる。

- (1) 居住者等が飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じないように配水池の水位確保等配水操作に十分留意する。
- (2) 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努める。
- (3) 自己水源による供給水の確保が困難な場合、直ちに応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (4) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (5) 応急復旧体制の準備を行う。
- (6) 市民に対して貯水の励行に関する広報を行う。
- (7) 地元飲料水の企業（ペットボトル）と発災時の供給方法を協議（協定）する。

2 給水計画

地震による被災地において、水道施設及び配水管等の破損により給水不能の場合が生じたときは、次により応急的に飲料水の供給を実施する。

(1) 実施機関

- ア 避難者に対する飲料水供給の実施は市長が行う。
- イ 各区長は、警戒宣言が発せられた場合は区民のための緊急貯水確保に努める。

(2) 給水方法

ア 応急搬水車両

搬水車両は上下水道課給水車、消防タンク車を使って搬水する。

イ 浄水器による給水

河川水等を利用し現地において、浄水器により飲料水の確保に努める。

ウ 搬水による給水

河川水等からの給水困難な地域においては、ポリタンク等の容器を利用し緊急給水を行う。

3 市民が実施する計画

- (1) 市民は平常時から食料品・飲料水等生活必需品の備蓄を行う
- (2) 飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

第7節 医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動計画

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理の活動体制を整える。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

第1 医療救護体制の確立

昭和伊南総合病院を拠点として、医師会により、医療救護活動の準備を整える。

- 1 上伊那地域災害時医療救護活動マニュアルに基づき、上伊那医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- 2 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入れ体制を整える。
- 3 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行う。
- 4 傷病者の搬送準備を行う。
- 5 市民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

第2 感染症予防及び保健衛生体制の確立

災害発生時における感染症予防対策として、緊急時に対応できる配備体制をとる。

第3 廃棄物処理体制の確立

共通対策編第3章第18節「廃棄物の処理活動」及び次により行動する

1 一般廃棄物処理施設

上伊那広域連合は、処理施設の緊急点検を実施し、稼働できる体制を確保する。

2 ごみ処理

倒壊家屋から発生する可燃物及び不燃物等の廃棄物の収集・運搬・処分が速やかに行えるように、人員体制及び資機材の確保を図る。

また、処分地についても、市及び上伊那広域連合において、十分な確保を図る。

3 し尿処理

災害発生時において家屋の倒壊、水道の断水等により、トイレが使用不能となるため、仮設

トイレ、簡易トイレ等の資機材を準備する。

また、「災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定」並びに「災害時における仮設トイレレンタルの協力に関する協定」に基づき、協定先に応援を要請する。

4 市民による処理体制

市民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結するよう努める。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒、（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずる。

なお、学校等においては、地域の特性や学校等の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校等施設の指定緊急避難場所及び指定避難所等の実態に即した計画の策定や対策を実施する。

第1 児童生徒等の安全対策

遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引き渡し等の安全確保対策をとることができる。

- 1 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- 2 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した避難所又は学校等で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- 3 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒等の氏名、人数を確実に把握し、市警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- 4 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、市警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- 5 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - (1) ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - (2) 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - (3) 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

第9節 消防・救急救助等対策

東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合または警戒宣言が発令された場合、消防機関は、出火の防止に関して定める地域防災計画及び消防計画に基づき、平常時の業務を停止、又は縮小して消防対策活動を実施する。

第1 地震予知情報等の収集と広報

1 情報収集体制の確立と各種災害の防止、初期消火について市民等への広報

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集体制を確立する。
- (2) 市役所、消防署の広報車により、市街地及び密集地を重点的に広報する。
- (3) 前項以外の区域は、消防団において分団区域を広報する。
- (4) 防災無線及び音声告知放送にて、市内一斉広報を行う。

第2 資機材及び救急資機材の確保

- 1 地理及び水利状況の点検を行う。
- 2 消防用機械器具の点検整備を行う。

第3 地震に備えての消防部隊等の編成強化及び巡視

- 1 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- 2 あらかじめ予想される火災地域について巡視を行うとともに、状況により消防隊の事前配備を行う。
- 3 消防団班長以上幹部及び自主防災会役員は、警察機関と協力して避難状況等についても巡視を行い適切な措置をとる。

第4 避難対象地区における、避難のための立退きの指示・誘導

避難が必要と認める対象地域の住民等に対し、避難のための立退き指示誘導を行う。

第5 救急救助体制の確保

迅速な救急救助のための体制を確保する。

第6 施設、事業所等に対する応急計画実施の指示

市内の施設、事業所に対し、応急計画の実施を指示する。

第10節 防災関係機関の講ずる措置

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第1 電力（中部電力パワーグリッド株式会社）

- 1 地震災害警戒本部を設置する。
- 2 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- 3 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- 4 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置について広報を行う。

第2 通信

1 東日本電信電話株式会社等

- (1) 地震災害警戒本部等を設置する。
- (2) 利用者の利便に関する事項について情報提供及び必要な広報を行う。
- (3) 電気通信の疎通が著しく困難となった場合には、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を実施する。
- (4) 対策要員の確保及び広域支援体制を確立する。
- (5) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。
- (6) 災害対策用機器等の配備及び災害対策用資材を確保する。
- (7) 重要通信設備等の巡視と点検を実施する。
- (8) 指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。

2 (株)エコーシティー・駒ヶ岳

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、通信確保のため、非常配備につく。

第3 金融機関

- 1 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止する。ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。
- 2 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機(ATM)等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずる。
- 3 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。

※「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

注：「長野県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

第4 日本郵便(株)

- 1 日本郵便(株)(信越支社)は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- 2 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。
- 3 日本郵便(株)は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。
- 4 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。
- 5 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第11節 売り惜しみ・買い占め等の防止

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第1 市による防止活動

- 1 売り惜しみ・買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 3 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- 4 売り惜しみ・買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 5 市内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

第2 住民による防止活動

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第12節 交通及び輸送対策

警戒宣言発令時における交通対策は、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、市民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより実施する。

第1 交通対策

1 市が実施する計画

- (1) 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。
- (2) 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請する。

2 警察本部が実施する計画

- (1) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。
- (2) 強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- (3) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (5) 高速自動車道については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- (6) 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行う。
- (7) 自動車運転者の執るべき措置の指導
平素から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図る。

○警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中のとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 2 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。
避難するとき	<p>第5節第3の3において市が定める「車両避難を認める地区」を除いては避難のために車両を使用しないこと。</p>

3 伊那バス（株）が実施する計画

- (1) 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難所を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

4 東海旅客鉄道（株）が実施する計画

- (1) 東海地震注意情報発表時の対応
 - ア 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。
 - イ 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - (ア) 旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域の進入を禁止する。
 - (イ) 貨物列車は強化地域への進入を禁止する。
- (2) 警戒宣言発令時の対応
 - ア 警戒宣言が発せられたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。
 - イ 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難所へ避難させる等必要な措置をとる。
 - ウ 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - (ア) 強化地域内への進入を禁止する。
 - (イ) 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - (ウ) 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続する。
 - (エ) 強化地域外においては、坂下駅以北で折り返し可能な駅（南木曾駅）以北の運転を必要に応じ速度を制限して可能な限り確保する。

第2 緊急輸送対策

1 警戒宣言が発せられた場合、発災に備えその応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生材料等
- (5) 救護物資等
- (6) 応急対策用資機材
- (7) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送の方針

緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施にあたり具体的に調整すべき問題が生じた場合は、市警戒本部において必要な調整を行う。

3 緊急輸送道路

市における緊急輸送ルートは、資料48のとおりである。

4 緊急輸送車両等の確保等

市及び関係機関は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を実施するため発災後の緊急輸送に備えるため、輸送車両、ヘリポート、物資輸送拠点等の確保を図る。

- (1) 市があらかじめ定める警戒宣言時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定台数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- (2) 必要に応じて、共通対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

5 緊急通行車両の確認

地震災害防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、共通対策編第2章第8節「緊急輸送計画」の第4「緊急通行車両の事前確認」に順じ、緊急通行車両の確認を行う。

第13節 自主防災組織の活動計画

警戒宣言発令時における自主防災組織は、迅速かつ的確に実施し、防災応急活動に支障のないよう対策を講ずる。

第1 自主防災組織の本部設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営するとともに、活動体制の再確認を行う。

第2 情報の収集・伝達

- 1 市からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
- 2 地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- 3 防災応急対策の実施状況について、必要に応じて市へ報告する。

第3 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼かけ確認する。

1 家具の転倒防止

家具類の固定状況を確認する。

2 落下物の除去

タンス、食器棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等、安全対策を実施する。

3 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水の汲み置き等、出火防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使用しない。

4 非常持出し品等の準備・確認

備蓄食糧品、飲料水等非常持出し品の準備や確認を行う。

5 夜間の対応

夜間の発災に備え、履物、懐中電灯、非常持出し袋等は枕もとに準備する。

第4 避難活動

- 1 区あるいは自主防災組織単位の集団避難に努める。
- 2 避難勧告又は指示（緊急）による事前避難の場合は、その内容を住民に伝達し、速やかな集団避難に努める。
- 3 自力避難の困難な要配慮者については、協力して避難を実施する。
- 4 自主防災会長は安否確認の徹底に努める、避難完了後は、その状況を確認し市に報告する。

第14節 事業所等対策計画

警戒宣言発令時には一般家庭と同様、市内の施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で政令で定めるもの）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という）にも防災対策を講ずるよう指導し、特に、危険物を扱う事業所に対しては注意をする。

第1 事業所等に対する防災対策の指導

事業所等は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、あらかじめ地震防災応急計画を定め、次の事項を基本として必要な措置をとるものとする。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行うものとする。

市長は、防火管理者協会等の関係団体の協力を得て、事業所等における防災対策の実施を呼びかける。

また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）の認識、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、防災訓練の実施等企業防災力の向上に努めるよう指導する。

第2 事業所等の実施する計画

1 施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。
- ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

2 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

- ア 火気使用を自粛する。
- イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。
- ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行うこととする。

第3 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させる。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしない。

なお、市内を含む強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるため、帰宅方法等について適切な措置を講じておく。

第15節 市が管理又は運営する施設等の対策計画

地震発生時の被害の軽減と地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、市が管理し、又は運営する施設及び事業に関する警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれの施設管理者等が定める。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策の確認又は準備活動を含め、必要な措置を実施する。

第1 各施設等に共通した計画

- 1 地震防災応急対策の実施要員、実施体制の確立
- 2 地震予知情報等、地震防災応急対策の内容等の施設利用者等への伝達
- 3 施設利用者等の混乱防止のための広報、避難誘導等安全確保の措置
- 4 施設及び設備の点検、備品等の転倒及び落下防止等安全措置
- 5 備蓄物資、資機材等の確認、点検
- 6 工事中建築物の工事中止等危険が予想される事業に対する措置

第2 施設等の特性に応じた主要な個別計画

病院、学校、要配慮者関連施設においては、次の措置を講ずる。

1 病院

- ア 警戒宣言発令後は、救急患者を除き、原則として外来診療を中止する。
- イ 建物の耐震性等の安全性を考慮して、患者、職員等の安全確保の措置を講ずるとともに、災害発生時の治療体制を確保するための措置を実施する。
- ウ 入院患者のうち、退院希望者及び帰宅希望者については、担当医師の判断により家族等への引き渡しを実施する。

2 学校

第8節「児童生徒等の保護活動計画」に準ずる。

3 要配慮者関連施設

第5節「避難活動」における災害時要配慮者関連施設における避難対策に準ずる。